

令和 8 年度版
河川水辺の国勢調査
基本調査マニュアル
[河川版]

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
令和 7 年 9 月 改定

「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]」は、全体で下記の I から VIII までの 8 編から構成される。その構成を以下に示す。

目次

はじめに

1. 調査目的と位置づけ	i
2. 調査対象	iii
3. 調査の構成	iii
4. 調査実施の頻度	iv
5. 調査手順	v
6. 調査地区等に関する留意事項	vi
I 魚類採捕調査編	I-1
II 魚類環境 DNA 調査編（案）	II-1
III 底生動物調査編	III-1
IV 植物調査編	IV-1
V 鳥類調査編	V-1
VI 両生類・爬虫類・哺乳類調査編	VI-1
VII 陸上昆虫类等調査編	VII-1
VIII 河川環境基図作成調査編	VIII-1

河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル[河川版]の改訂経過

表 改訂経過

年 月	内 容
平成 2 年 6 月	〔魚介類調査初版作成〕
平成 3 年 6 月	〔魚介類調査第 1 回改訂〕 〔底生動物調査編、植物調査編、鳥類調査編、陸上昆虫類等調査編、小動物調査編の初版作成〕
平成 4 年 4 月	〔魚介類調査は第 2 回改訂、魚介類調査以外は第 1 回改訂〕 ・すべての調査編をまとめて「河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(生物調査編)」として作成
平成 5 年 4 月	・「平成 5 年度版河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(生物調査編)」作成
平成 7 年 6 月	〔内容の一部追加・修正〕 ・「河川水辺の国勢調査(生物調査編)平成 7 年度の留意点」作成
平成 9 年 4 月	・「平成 9 年度版河川水辺の国勢調査マニュアル[河川版](生物調査編)」作成
平成 18 年 3 月	・「平成 18 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]」作成
平成 24 年 3 月	〔内容の一部修正〕 「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]」文献調査の簡素化、構造物調査の除外
平成 28 年 1 月	・「平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]」作成
令和 7 年 9 月	・「令和 8 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]」作成

はじめに

1. 調査の目的と位置づけ

1.1 調査の目的

河川水辺の国勢調査[河川版]は、平成 18 年度以降、魚類調査、底生動物調査、植物調査、鳥類調査、両生類・爬虫類・哺乳類調査、陸上昆虫類等調査の 6 項目の生物調査及び河川環境基図作成調査からなる調査を新たに『基本調査』として位置づけて、実施されてきた。

基本調査は、河川環境の整備と保全を適切に推進するため、河川の自然環境に関する基礎情報の定期的、継続的、統一的な収集整備を図るものである。本調査の結果は、河川環境情報図等各種環境基礎資料の作成、河川に関する各種計画の策定、事業の実施、河川環境の評価とモニタリング、その他河川管理の様々な局面における基本情報として活用されるとともに、河川環境及び河川における生物の生態の解明等のための各種調査研究の推進にも資するものである。

平成 18 年度の改訂では、『基本調査』を実施するにあたり、水系一貫の視点や調査項目間の関連性を踏まえた視点等から、水系ごとに全体的な調査計画である「全体調査計画」を策定することとし、この計画を基に水系としてより整合のとれるように基本調査を行うこととした。

また、令和 8 年度の改定より、魚類環境 DNA 調査を『基本調査』に新たに追加して実施し、従来の魚類調査を魚類採捕調査と位置付けることとする。

1.2 調査の位置づけ

平成 18 年度以降、上記の『基本調査』に加え、河川環境の整備と保全を適切に推進するうえで解明・解決が必要な課題に関する基礎情報を収集整備する『テーマ調査』、流域の市民団体等からの調査協力等により河川環境に関する基礎情報を収集整備する『モニター調査』を新たに設立し、導入することとなった。

令和 8 年度以降においては、魚類環境 DNA 調査を『基本調査』に新たに追加し、上記の枠組みにおけるそれぞれの位置づけのもとに調査を引き続き行うこととする。

それぞれの調査の内容、枠組みと調査の位置づけを簡略に後述する。

- (ア)『基本調査』：河川における生物の生息・生育状況等の把握を目的に、定期的、継続的、統一的に実施する調査であり、平成17年度まで実施されていた6項目の「生物調査」及び「河川環境基図作成調査」（「河川調査」、「植生図作成調査」、「群落組成調査」、「植生断面調査」）を統合した調査。令和8年度の改定より、魚類環境DNA調査を『基本調査』に新たに追加して実施することとする。
- (イ)『テーマ調査』：河川環境の整備と保全を適切に推進するうえで解明・解決が必要な課題に関する基礎情報を収集整備するための調査。
- (ウ)『モニター調査』：河川の生物の生息・生育状況等に関する情報の充実を目的として、流域の市民団体、学識経験者等からの調査協力、情報提供等により河川環境に関する基礎情報を収集整備するための調査。

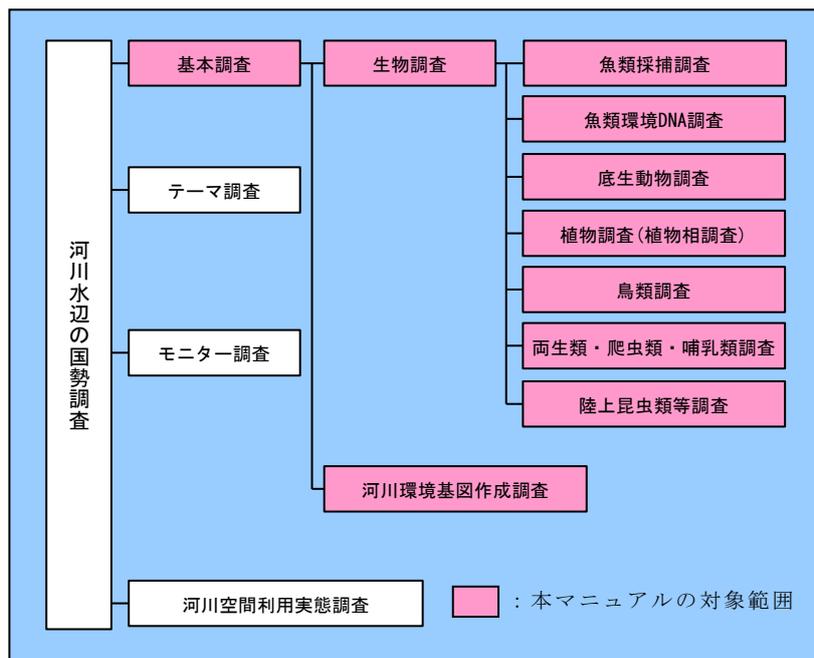


図 1.1 河川水辺の国勢調査の枠組みと位置づけ

2. 調査対象

本マニュアルは、1級河川及び2級河川の区間(ダム区間を除く)を対象とする。

3. 調査の構成

基本調査は、「表 3.1 基本調査の構成」に示すとおり、7つの調査項目から構成される生物調査及び河川環境基図作成調査からなる。

表 3.1 基本調査の構成

調査項目		調査対象	
生物調査	魚類採捕調査	魚類	
	魚類環境 DNA 調査	魚類	
	底生動物調査	水生昆虫類を主体とし、貝類、甲殻類、ゴカイ類、ヒル類、ミミズ類等を含む底生動物*	
	植物調査(植物相調査)	維管束植物(シダ植物及び種子植物)	
	鳥類調査	家禽種・外来種を含むすべての鳥類	
	両生類・爬虫類・哺乳類調査	両生類・爬虫類・哺乳類	
	陸上昆虫類等調査	昆虫類、クモ目*	
河川環境基図作成調査	陸域調査	植生図作成調査	植生図
		群落組成調査	群落組成
		植生断面調査	植生断面
	水域調査	瀬・淵等	

※底生動物調査、陸上昆虫類等調査については、分類群の解明度や水辺環境との関連性から、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に挙げられている「調査対象分類群タクサリスト」において調査・同定の対象分類群の絞り込みが行われている。

4. 調査実施の頻度

各調査は、それぞれの河川において「表 4.1 調査項目ごとの調査実施の頻度」に示す調査実施の頻度以上実施し、10年間で全ての調査項目の調査を一巡させる。

各調査は単年度で完了することを原則とするが、調査対象範囲が広い場合や次年度に補足調査を行う必要がある場合については、複数年度にまたがって調査を実施してもよい。

表 4.1 調査項目ごとの調査実施の頻度

調査項目		調査実施の頻度	
生物調査	魚類採捕調査	10年に1回	
	魚類環境 DNA 調査	5年に1回	
	底生動物調査	5年に1回	
	植物調査(植物相調査)	10年に1回	
	鳥類調査	10年に1回	
	両生類・爬虫類・哺乳類調査	10年に1回	
	陸上昆虫類等調査	10年に1回	
河川環境基図 作成調査	陸域調査	植生図作成調査	5年に1回
		群落組成調査	
		植生断面調査	
	水域調査		

5. 調査手順

本調査の手順は、「図 5.1 調査手順」に示すとおりである。

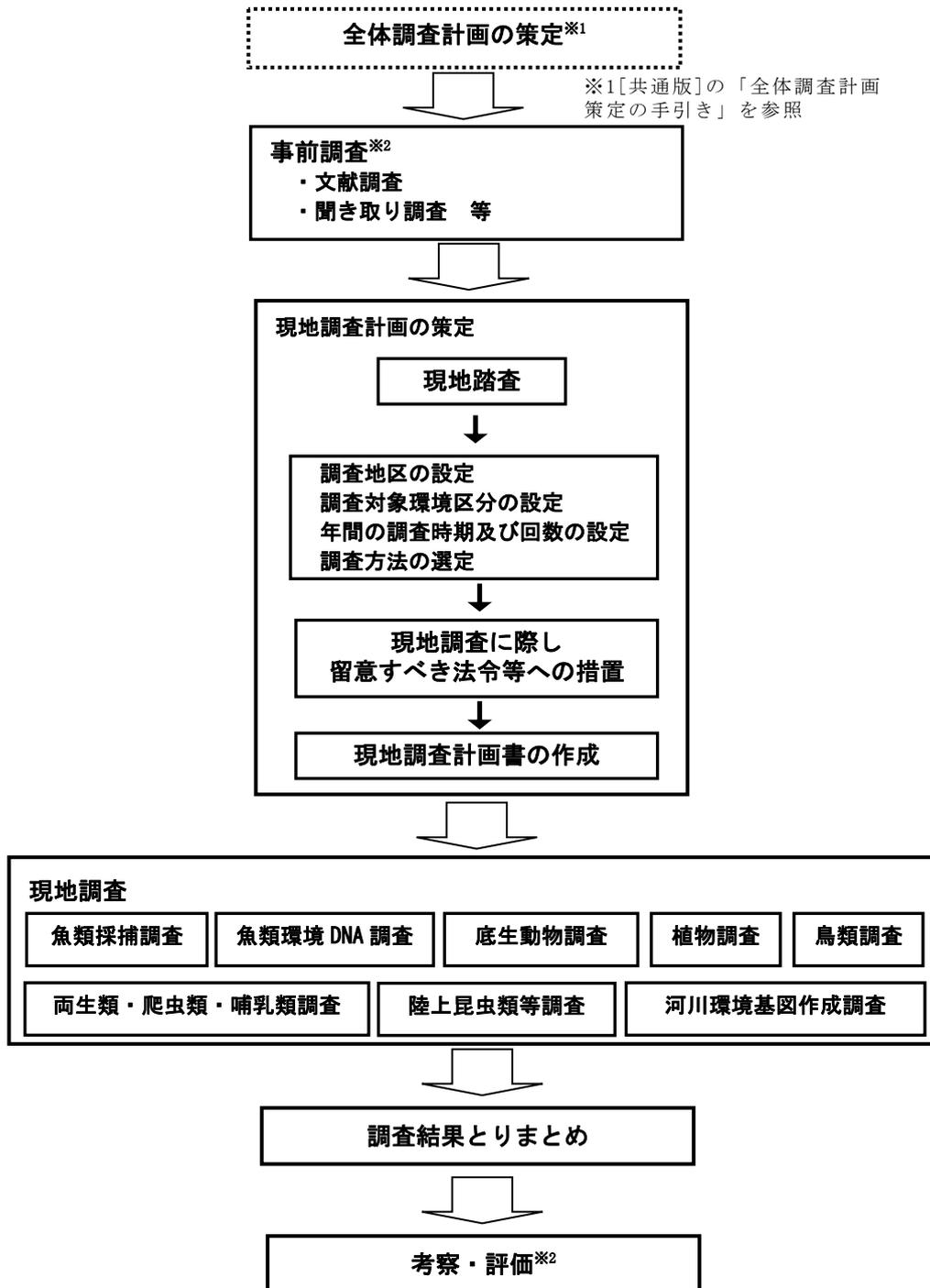


図 5.1 調査手順

※2 魚類環境 DNA 調査においては、事前調査（文献調査・聞き取り調査）、考察・評価は実施しない。

6. 調査地区等に関する留意事項

6.1 調査対象となる区分

本調査は、河川水辺の国勢調査[ダム湖版]を実施している区間を除く 1 級河川及び 2 級河川の区間を対象とする。

本調査における調査対象となる区分等の定義を「表 6.1 調査対象となる区分等の定義」に示すとともに、各諸元のイメージを図 6.1 に示す。

表 6.1 調査対象となる区分等の定義

区分等	定義
調査区域(調査対象範囲)	調査対象となる河川区域の全体。
河川環境縦断区分	調査区域をセグメント、河川形態等の物理的・化学的特性等を勘案し、河川縦断方向に分類した区分。
調査地区	現地調査を行う範囲。 河川環境縦断区分ごとに1地区以上設定されることとなるが、植生図作成調査、鳥類調査、魚類環境 DNA 調査等調査区域全体が一つの調査地区となる場合もある。
総合調査地区	調査地区のうち、各河川に特徴的で重要若しくは良好な河川環境を対象に、全調査項目の調査を共通かつ重点的に実施するために設定する調査地区。 河川に生息・生育する生物や物理的・化学的な生息・生育環境について総合的な調査研究に資することを目的とする。
調査対象環境区分	河川環境基図で表現される生物の生息・生育環境の単位。 水域では早瀬、淵、ワンド・たまり等、陸域では植物群落の基本分類に相当する区分を指す。
調査箇所	調査地区内において、実際に調査を実施する箇所及び調査ルート。

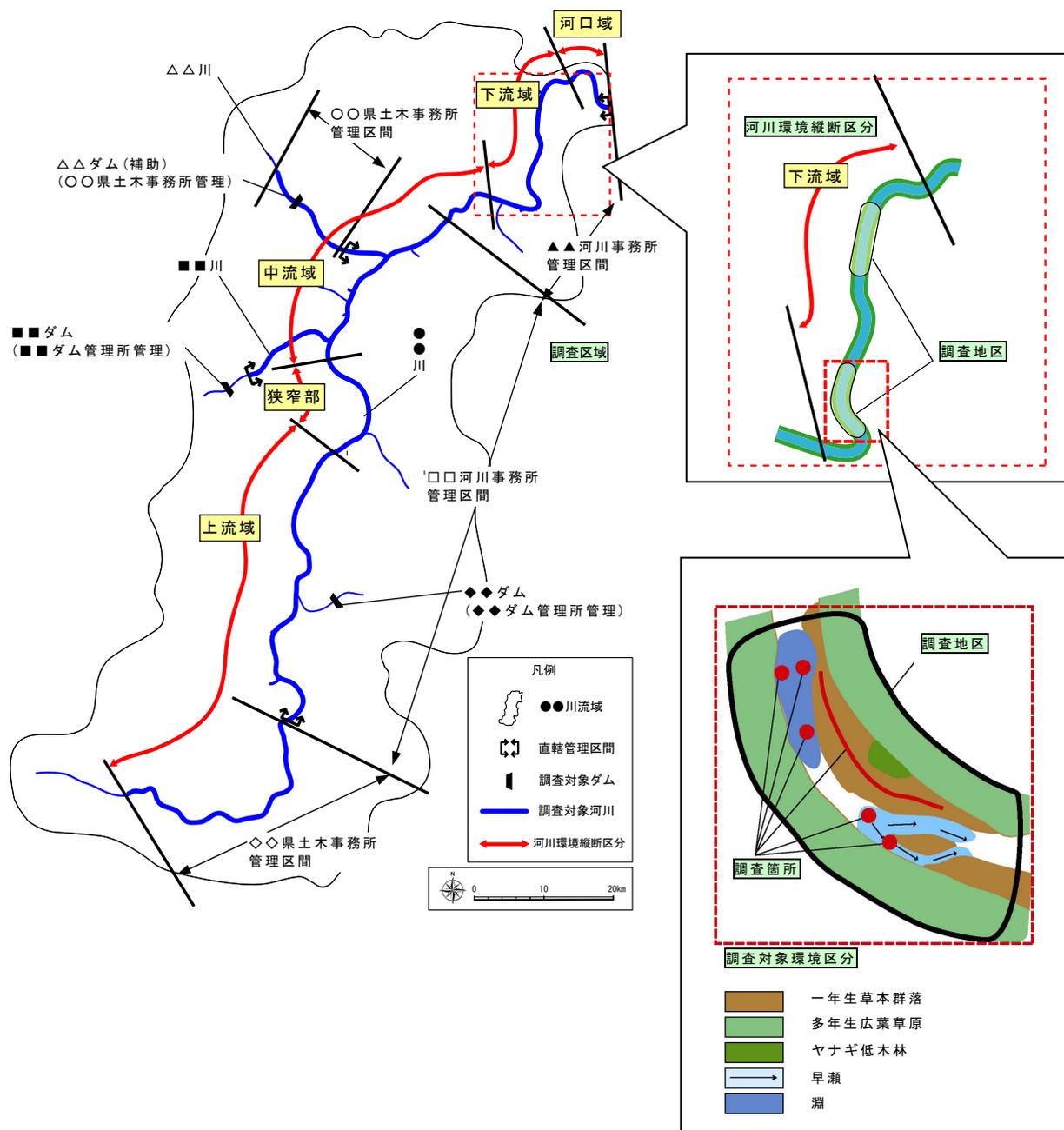


図 6.1 調査区域・河川環境縦断区分・調査地区・調査対象環境区分・
調査箇所のイメージ

6.2 総合調査地区

総合調査地区は、河川に生息・生育する生物や物理的・化学的な生息・生育環境について総合的な調査研究に資することを目的とし、例えば干潟や湿地、まとまった河畔林、抽水植物群落等、各河川に特徴的で重要若しくは良好な河川環境を対象に、全調査項目の調査を共通かつ重点的に実施するために設定する調査地区である。

調査の継続やデータの蓄積を図るため、設定した総合調査地区については状況の改変が大きい場合等、特段の理由がない限り変更しないようにする。

6.3 調査地区番号の設定

調査地区を設定する魚類採捕調査、底生動物調査、植物調査(植物相調査)、両生類・爬虫類・哺乳類調査、陸上昆虫類等調査では、調査地区ごとに地区番号を設定する。地区番号は、事務所等ごと、河川ごとに次のように下流側より設定する。

